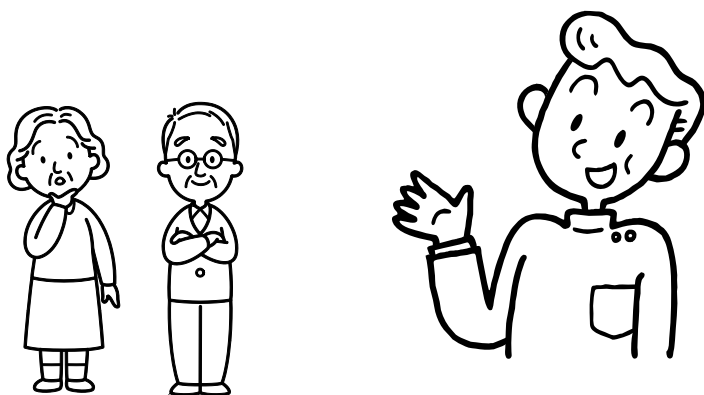


医療費の支払いや今後の療養生活 の不安を感じた時に

～知っておきたい制度のご案内～



埼玉医科大学国際医療センター

患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

はじめに

けがをしたとき、病気がわかったとき、
患者さんやご家族には様々な心配が出てくると思います。

患者さんの病気やお身体のことはもちろん、
これからの生活のこと、仕事のこと、家族のこと、
気にかかることはたくさんあるかもしれません。
この小冊子は、医療費の負担を軽くする制度をはじめ、
療養生活を支える制度について、ご紹介しています。

この小冊子でご案内した制度の他にも
相談したいことや知りたい情報がありましたら
ソーシャルワーカーまでお気軽にお声掛けください。



【目 次】

はじめに

医療費が高額になったとき

- 1) 「限度額適用認定証」————— P 2
- 2) 「高額医療・高額介護合算療養費制度」————— P 5
- 3) 「医療費控除」————— P 7

障がいのある方が医療を受けるとき

- ◎ 「身体障害者手帳」————— P10
- 1) 「重度心身障害者医療費助成制度」————— P12
- 2) 「自立支援医療（更生医療）」————— P13

介護や日常生活の支援が必要になったとき

- ◎ 「介護保険制度」————— P16

*** 特定の病気の治療を受けるとき ***

- 1) 「難病医療費助成制度」————— P20
- 2) 「特定疾病療養費制度」————— P29

*** お子さんが医療を受けるとき ***

- 1) 「小児慢性特定疾患医療給付制度」————— P32
- 2) 「自立支援医療（育成医療）」————— P34
- 3) 「子ども医療費支給制度」————— P35

*** 病気やけがで働けなくなったとき ***

- 1) 「傷病手当」————— P38
- 2) 「障害年金」————— P40

*** 相談室の利用方法 ***

* 医療費が高額になったとき *



1) 限度額適用認定証について

* 限度額適用認定証とは *

高額療養費制度のひとつで、治療を受ける時に利用できる制度です。医療費の窓口負担額を高額療養費の自己負担限度額までに抑えることが出来ます。

【高額療養費について】

- ・収入によって 1ヶ月に負担する医療費の上限額が決まっています。
- ・医療機関ごとに別計算になります。
- ・同じ病院でも、入院と通院は別計算になります。
- ・医科と歯科は別計算になります。

【限度額の確認方法】

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録済みの方は、各センター外来受付にてご自身の限度額適用認定証の区分が確認できます。
 - ・マイナンバーカードをお持ちでない方、限度額適用認定証の区分が確認できない方は、保険者にご確認ください。
- ※利用については入退院ラウンジや各センター外来受付へお申し出ください。

【ポイント】

- ①限度額適用認定証の区分は、月の始めから有効となります。
- 【例】4月から入院を継続していて5月に認定証を保険者へ申請、またはオンライン資格確認をした場合、5月1日から有効になります。
- ②医療費の他にも費用がかかります。
- 保険外の治療費、食事代、病衣代（パジャマ）・タオル代、文書作成料、差額室料は別途費用がかかります。
- ③同じ月に複数の医療機関（院外薬局を含む）を受診した場合は、世帯合算され、後日医療費の払い戻しを受けることが出来る場合もあります。
- 詳しくは加入している保険者へお問い合わせください。

【70 歳未満の方の 1 ヶ月の自己負担限度額】

区分	3 回目まで	年 4 回目以降
区分 ア (標準報酬月額83万円以上)	252,600 円 + {(総医療費－842,000円)×1％}円	140,100 円
区分 イ (標準報酬月額53～79万円)	167,400 円 + {(総医療費－558,000円)×1％}円	93,000 円
区分 ウ (標準報酬月額28～50万円)	80,100 円 + {(総医療費－267,000円)×1％}円	44,400 円
区分 エ (標準報酬月額26万円以下)	57,600 円	44,400 円
区分 オ (住民税非課税世帯)	35,400 円	24,600 円

【例えば A さん (60 歳・区分 ウ) の場合】

入院治療を受け、総額 100 万円の医療費がかかりました。
A さんの健康保険は 3 割負担のため、病院から 30 万円の請求がありました（食事代など除く）。

【計算式】

$80,100\text{円} + (1,000,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = 87,430\text{円}$

自己負担の金額は 87,430 円 になります。

限度額適用認定証を事前に申請・提示している場合には支払い金額が 87,430 円になり、残りの金額は健康保険から病院に直接支払われます。

限度額適用認定証を提示しなかった場合は、病院の窓口で 30 万円支払い、約 3 ～ 4 ヶ月後に 212,570 円が健康保険より、ご本人に払い戻されます。

【70 歳以上の方の 1 ヶ月の自己負担限度額】

区分		通院のみ	入院	年4回目以降
現役並み所得者 3割負担の方	年収約1160万円 以上	252,600円＋ {(総医療費－842,000円)×1％}円		140,100円
	現役Ⅱ 年収約770万円 ～約1160万円	167,400円＋ {(総医療費－558,000円)×1％}円		93,000円
	現役Ⅰ 年収約370万円 ～約770万円	80,100円＋ {(総医療費－267,000円)×1％}円		44,400円
一般 (年収約156万円 ～約370万円)		18,000円 ※1年間の上限 144,000円	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	Ⅱ	8,000円	24,600円	
	Ⅰ		15,000円	

2) 高額医療・高額介護合算療養費制度について

ー1 年間の医療費と介護保険利用料の合計が高額になったときー

医療や介護のサービスを利用した場合、それぞれの保険によって月単位の自己負担の上限額が決められています。

それぞれのサービスを長期間にわたって継続的に利用した場合、負担が大きくなるように、さらに年単位で自己負担の上限額が決められています。

【自己負担の限度額】

■ 70 歳未満の方の世帯

標準報酬月額 83 万円～	212 万円
標準報酬月額 53 ～ 79 万円	141 万円
標準報酬月額 28 ～ 50 万円	67 万円
標準報酬月額 26 万円以下	60 万円
低所得者	34 万円

■ 70 歳以上の世帯

年収約 1160 万円以上		212 万円
年収約 770 万円～約 1160 万円		141 万円
年収約 370 万円～約 770 万円		67 万円
一般（年収約 156 万円～約 370 万円）		56 万円
低所得者	Ⅱ	31 万円
	Ⅰ	19 万円

【例えば B さん夫婦（共に 75 歳以上）の場合】

収入が年金のみで、住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）の B さん夫婦は、高額医療・高額介護療養費合算制度の自己負担限度額が 31 万円です。

B さん→ 1 年間の医療費が 10 万円

奥さん→ 1 年間の介護サービス利用費が 30 万円

計算式 (10 万円 + 30 万円) - 31 万円 = 9 万円

世帯全体での年間の負担は 40 万円になりますが、高額医療・高額介護合算療養費制度を申請することで、自己負担の限度額を超えた 9 万円の支給を受けることになります。

*** 計算方法のルール ***

- ・ 合算する期間は 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日までの 1 年間です。
- ・ 同一の世帯の方で、同じ健康保険に入っている方が合算対象になります。

*** 申請窓口 ***

加入されている健康保険と介護保険の両方の窓口に申請が必要です。

※国民健康保険や後期高齢者医療制度にご加入の方は、1 ヲ所の窓口で申請を行える場合もあります。詳しくは市区町村の窓口でご確認ください。

*** 申請の手順 ***

①介護保険の窓口（市区町村）で申請を行います。

申請後、「介護保険自己負担額証明書」が交付されます。

② ①で受け取った「介護保険自己負担額証明書」を添付して健康保険の窓口で申請を行います。

③支給額が算出され、医療保険と介護保険それぞれから支払われます。

*** 申請の際に必要なもの ***

①保険証

②印鑑

③口座番号がわかるもの

3) 医療費控除について

—1 年間の医療費が高額になったとき—

* この制度を使うと何が変わるの？ *

1 年間で医療費が 10 万円以上かかったとき、支払った費用の一部が課税所得から差し引かれます。つまり、すでに納めた税金の一部が戻ってきます。

* 対象となる方 *

1 年間(1月1日～12月31日)で、ご家族の医療費合計が10万円を超えている方

※ご家族とは日常の生活費を共にしている方を指します。

* 計算方法のルール *

$$\begin{array}{l} \textcircled{1} \quad \boxed{\text{その年に支払った医療費}} - \boxed{\text{高額療養費還付金や生命保険金などで補てんされる金額}} = \boxed{A} \\ \textcircled{2} \quad \boxed{A} - \boxed{\begin{array}{c} 10 \text{ 万円} \\ \text{(所得が 200 万円以下の場合はその 5\%)} \end{array}} = \boxed{\text{医療費控除額}} \end{array}$$

病院で支払った費用以外にも、控除の対象となるものがあります。

【対象になるもの】

- ・ 医師、歯科医師による治療費、院外処方による薬代
 - ・ 介護保険サービスの自己負担額
 - ・ バスや電車を利用した場合の通院費
(一人では通院できない場合は付添人の交通費も含む)
 - ・ 入院時の部屋代(必要性がある場合)や食事代
 - ・ 薬局で買った風邪薬、胃薬、傷薬
 - ・ 寝たきりの方のおむつ代、ストマを利用されている方の装具代 など
- ※担当医に「おむつ使用証明書」「ストマ用装具使用証明書」を記入してもらい、領収書と一緒にご申告ください。

【対象にならないもの】

- ・ 雑費
- ・ 診断書の作成費
- ・ 予防や健康増進を目的とした医薬品
(ビタミン剤やインフルエンザワクチンなど)
- ・ 自家用車での通院によるガソリン代や駐車代
- ・ 人間ドッグ、健康診断の費用 など

*** 申告窓口 ***

お住まいの地区を担当する税務署が窓口です。

医療費控除の申告は年が変わればいつでも可能です。申告を忘れていた場合は、過去 5 年間分までさかのぼって申告することが出来ます。

*** 申告の際に必要なもの ***

① 給与所得の源泉徴収書（自営業の方は必要ありません。）

② 確定申告書
③ 医療費控除の明細書 } 税務署に置いてあります。

※ 国税庁ホームページからダウンロードすることも可能です。

④ 高額療養費還付金や生命保険金など医療費を補てんするものの金額
がわかるもの

⑤ 銀行口座番号

⑥ 印鑑

※ 医療費の領収書について

内容確認のため、税務署から提示または提出を求められることがあります。そのため、領収書を 5 年間保管する必要があります。

※ 医療費控除を受ける場合、セルフメディケーション税制による控除は受けられません。

* 障がいのある方が医療を受けるとき *



身体障害者手帳について

* 身体障害者手帳とは *

身体障害者福祉法に定める程度の障がいがある方が永続すると認定された方に対して交付されるものです。手帳があることで、以下のような福祉サービスが受けられます。

【利用できるサービス】

- ・ 重度心身障害者医療費助成制度 → 詳しくは P12 をご覧ください
- ・ 自立支援医療（旧更生医療） → 詳しくは P13 をご覧ください
- ・ 日常生活用具の支給（介護用ベッド、ストマ用品、点字器など）
- ・ 住宅改修費の助成
- ・ 所得税や住民税、相続税の軽減
- ・ 補装具費の支給
- ・ 交通機関の運賃割引 など

※お住まいの市区町村や障がいの程度によって利用できるサービスが異なりますので、詳しくは各市区町村窓口にお問い合わせください。

*** 対象となる障がい ***



※患者さんの障がいが手帳の交付対象かどうかは担当医にご確認ください。

*** 申請窓口 ***

お住まいの市区町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

1) 重度心身障害者医療費助成制度について

* この制度を使うと何が変わるの？ *

障がいのある方が医療機関にかかる際の医療費のうち、保険診療の自己負担分が県や市区町村から助成されます。医療保険外のもの(差額ベッド代やパジャマ代)などは含まれませんが、市区町村によっては食事代も対象になっているところがあります。

* 対象となる方 * (埼玉県の場合)

- ・ 身体障害者手帳 1 ～ 3 級の交付を受けている方
- ・ 療育手帳マル A、A、B の交付を受けている方
- ・ 後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
(精神病床への入院費用は助成対象外)

※市区町村によって独自に対象者を拡大していることもあります。

* 申請窓口 *

お住まいの市区町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

この制度を受けるための申請方法や書類は市区町村によって異なります。

* 年齢制限 *

- ・ 65 歳未満の方。

※ 2014 年 12 月 31 日までにこの制度の対象となっている方は、年齢要件はありません。

※市区町村によって対象の時期が異なる場合があります。

* 所得制限 *

- ・ 2019 年 1 月 1 日以降、新たに制度の対象となった方から所得制限が導入されました。対象となるのは、本人の所得が下記の限度額を超える場合です。

扶養親族等の人数	所得制限限度額
なし	360 万 4,000 円
1 人	398 万 4,000 円
2 人	436 万 4,000 円
3 人	474 万 4,000 円
4 人	512 万 4,000 円
5 人目以降	1 人増えるごとに 38 万円を加算

2) 自立支援医療（更生医療）について

身体に障がいのある方が手術などによって障がいを軽くしたり、取り除いたりする場合に、そのためにかかる医療費の負担を軽くする制度です。（例：心臓機能障害のある方がペースメーカー植え込み術、人工弁置換術を受ける場合など）

* この制度を使うと何が変わるの？ *

対象となる障がいの治療にかかった医療費は、収入によって1ヶ月あたりの自己負担限度額が決められています。

※申請して認められた疾患以外に対する治療費や差額ベッド代・食事代などは含まれません。

※「限度額適用認定証」（P 2 参照）を利用した時と自己負担限度額が同じになる場合があります。市区町村役場の障害福祉担当課に確認の上、申請してください。

* 対象となる方 *

18 歳以上の身体障害者手帳を取得されている方。

（手帳をお持ちでない方は同時申請となります。P10 をご覧ください。）

※対象となる主な障害は P11 をご参照ください。

※予定されている治療に当制度が利用できるかどうかは担当医にご確認ください。

※一定以上の所得がある方は、対象外となることがあります。

* 申請窓口 *

お住まいの市区町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

この制度を利用するためには、事前の申請が必要です。手術日が決定したら早めに申請してください。

*** 申請の際に必要なもの ***

- ①申請書 …申請窓口で受け取り、患者さん・ご家族で記入するもの
 - ②医師の意見書 …申請窓口で受け取り、医師が記入するもの
 - ③身体障害者手帳のコピー
 - ④健康保険証
 - ⑤収入を確認できる資料
 - ⑥特定疾病療養受療証のコピー
(腎臓機能障害に対する人工透析導入の場合)
- ①、②の書類と一緒に
申請時に持っていくもの



* 介護や日常生活の支援が
必要になったとき *



◎ 介護保険制度について

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みです。
40歳以上の方が納める保険料と公的資金によって運営されています。

要介護度によって利用できるサービスの内容や量に差があります。
要介護（要支援）認定を受けることで介護サービスの利用料が所得に応じて1～3割負担になります。

* サービスの例 *

【療養環境の整備】

- ・福祉用具（介護用ベッドや車いすなど）のレンタル
- ・特定福祉用具（簡易浴槽など）の購入
- ・住宅改修費（手すりの設置・段差の解消など）の支給 など

【在宅サービス】

- ・訪問看護、訪問介護（ホームヘルプ）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ） など

【施設サービス】

- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院への入所 など

* 対象となる方 *

- ・65歳以上（第1号被保険者）で介護や日常生活の支援が必要であると認定された方
 - ・40～64歳（第2号被保険者）で特定疾病により介護や日常生活の支援が必要であると認定された方
- ※特定疾病には、脳血管疾患・パーキンソン病・慢性閉塞性肺疾患など、16種類の病気が該当します。

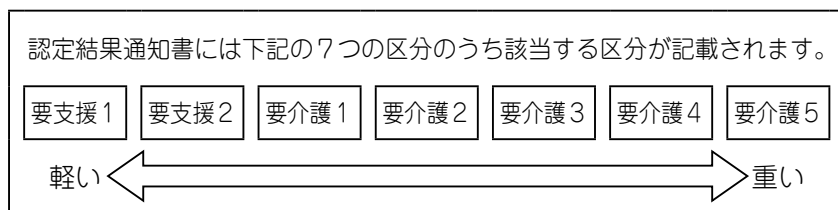
申請の際に必要なもの

- ①住所地の市区町村の介護保険担当窓口で要介護（要支援）認定申請書を受けとり、記入後提出します。

②認定調査を受けます。

- (1) 訪問調査…心身の状況を調べるために、市区町村などの職員が本人を訪問し、本人・家族等から聞き取り調査をします。
- (2) 主治医の意見書…本人の主治医が介護を必要とする疾患や状態等について記載します。

③1次判定（コンピュータ判定）と2次判定（介護認定審査会）が行われた後、認定結果通知書と保険証がご自宅に届きます。



- ④担当のケアマネージャーを選定し、一緒にサービス利用計画（ケアプラン）を作成します。

- 17 –

*** 地域包括支援センターをご存じですか ***

地域包括支援センターは、市区町村の担当地域ごとに複数設置されている高齢者の生活に関する身近な相談窓口です。介護などについて心配事がある時に相談ができます。

例えば…

- ・ 要介護認定の申請を代わりにしてほしい時
- ・ 介護サービス利用についてお困りの時
- ・ 退院後、支援が必要だと考えられる時

※ 地域包括支援センターの場所を知りたい場合は、住所地の市区町村の介護保険担当窓口もしくはソーシャルワーカーへお問い合わせください



* 特定の病気の治療を受けるとき *



1)難病医療費助成制度(旧特定疾患医療給付制度)について

* この制度を使うと何が変わるの？ *

国が指定した難病（表 1 参照）の医療にかかる費用が助成されます。助成が受けられるのは医師が診断した日からです。負担する金額は、収入及び本人の状態に応じて異なります。

※在宅で療養する場合には、吸引器や車椅子などの日常生活用具の購入の助成を受けられる場合があります。対応疾患等詳細は市区町村の障害福祉担当へお問い合わせください。

* 対象となる医療 *

指定医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）における「指定難病」に関する医療です。

* 申請窓口 *

住所地を管轄する保健所です。

* 医療費助成開始日について *

この制度に該当すると診断された日（診断日）になります。ただし、原則として診断日から 1 か月以内に保健所に申請書類を提出する必要があります。詳しくは保健所へご確認ください。

* 申請の際に必要なもの *

- ①申請書
- ②臨床調査個人票
- ③世帯全員の住民票
- ④市町村・県民税課税（非課税）証明書
- ⑤加入している健康保険が確認できる書類のコピー等
- ⑥高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書
- ⑦個人番号記載票

※マイナンバーによって提出を省略できる書類があります

※該当者のみ他にも提出が必要な書類があります

※詳しい内容については住所地を管轄する保健所にご確認ください。

* 認定を受けたら *

「指定難病医療受給者証」「指定難病医療費自己負担上限月額管理票」が発行されます。下記の窓口へ提示してください。

- ・ 入院の場合…入退院ラウンジへ
- ・ 外来の場合…各センター外来受付へ

※「自己負担上限月額管理票」は、会計ごとに上記窓口へ提出してください。

* この制度に該当する病名について *

「指定難病」は、現在 348 疾病が対象として認定されています。疾患ごとに専用の「臨床調査個人票」があり、指定医が作成します。制度の利用が可能かどうかや、「臨床調査個人票」の作成については、担当医にご確認ください。

<表 1>

神経・筋疾患		
1	球脊髄性筋萎縮症	24 亜急性硬化性全脳炎
2	筋萎縮性側索硬化症	25 進行性多巣性白質脳症
3	脊髄性筋萎縮症	26 HTLV-1 関連脊髄症
4	原発性側索硬化症	27 特発性基底核石灰化症
5	進行性核上性麻痺	29 ウルリッヒ病
6	パーキンソン病	30 遠位型ミオパチー
7	大脳皮質基底核変性症	31 ベスレムミオパチー
8	ハンチントン病	32 自己貪食空胞性ミオパチー
9	神経有棘赤血球症	33 シュワルツ・ヤンペル症候群
10	シャルコー・マリー・トゥース病	111 先天性ミオパチー
11	重症筋無力症	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
12	先天性筋無力症候群	113 筋ジストロフィー
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	115 遺伝性周期性四肢麻痺
15	封入体筋炎	116 アトピー性脊髄炎
16	クロウ・深瀬症候群	117 脊髄空洞症
17	多系統萎縮症	118 脊髄髄膜瘤
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	119 アイザックス症候群
22	もやもや病	120 遺伝性ジストニア
23	プリオン病	121 脳内鉄沈着神経変性症

122	脳表ヘモジデリン沈着症	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
123	HTRA1 関連脳小血管病	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	150	環状 20 番染色体症候群
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	151	ラスムッセン脳炎
126	ペリー病	152	P C D H 19 関連症候群
127	前頭側頭葉変性症	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	155	ランドウ・クレフナー症候群
130	先天性無痛無汗症	156	レット症候群
131	アレキサンダー病	157	スタージ・ウェーバー症候群
132	先天性核上性球麻痺	158	結節性硬化症
133	メビウス症候群	177	ジュベール症候群関連疾患
135	アイカルディ症候群	201	アンジェルマン症候群
136	片側巨脳症	263	脳腱黄色腫症
137	限局性皮質異形成	307	カナバン病
138	神経細胞移動異常症	308	進行性白質脳症
139	先天性大脳白質形成不全症	309	進行性ミオクロノスステんかん
140	ドラベ症候群	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	334	脳クレアチニン欠乏症候群
142	ミオクロニー欠神てんかん	339	MECP2 重複症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	342	LMNB1 関連大脳白質脳症
144	レノックス・ガストー症候群	343	PURA 関連神経発達異常症
145	ウエスト症候群	348	ロウ症候群
146	大田原症候群		
147	早期ミオクロニー脳症		

消化器疾患

91	バッド・キアリ症候群	101	腸管神経節細胞僅少症
92	特発性門脈圧亢進症	289	クロンカイト・カナダ症候群
93	原発性胆汁性胆管炎	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
94	原発性硬化性胆管炎	291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
95	自己免疫性肝炎	292	総排泄腔外反症
96	クローン病	293	総排泄腔遺残
97	潰瘍性大腸炎	295	乳幼児肝巨大血管腫
98	好酸球性消化管疾患	296	胆道閉鎖症
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	297	アラジール症候群
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	298	遺伝性脾炎

299	嚢胞性線維症	346	原発性肝外門脈閉塞症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		

染色体・遺伝子異常

102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	194	ソトス症候群
103	CFC 症候群	195	ヌーナン症候群
104	コステロ症候群	196	ヤング・シンプソン症候群
105	チャージ症候群	197	1 p 36 欠失症候群
165	肥厚性皮膚骨膜炎	198	4 p 欠失症候群
168	エーラス・ダンロス症候群	199	5 p 欠失症候群
170	オクシピタル・ホーン症候群	200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
173	VATER 症候群	202	スミス・マギニス症候群
174	那須・ハコラ病	204	エマヌエル症候群
175	ウィーバー症候群	205	脆弱 X 症候群関連疾患
176	コフィン・ローリー 症候群	206	脆弱 X 症候群
178	モワット・ウィルソン症候群	227	オスラー病
180	A T R - X 症候群	287	エプスタイン症候群
185	コフィン・シリス症候群	310	先天異常症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
187	歌舞伎症候群	343	PURA 関連神経発達異常症
192	コケイン症候群	345	乳児発症 STING 関連血管炎

代謝疾患

19	ライソゾーム病	244	メープルシロップ尿症
20	副腎白質ジストロフィー	245	プロピオン酸血症
21	ミトコンドリア病	246	メチルマロン酸血症
28	全身性アミロイドーシス	247	イソ吉草酸血症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	248	グルコーストランスポーター 1 欠損症
169	メンケス病	249	グルタル酸血症 1 型
171	ウィルソン病	250	グルタル酸血症 2 型
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	251	尿素サイクル異常症
240	フェニルケトン尿症	252	リジン尿性蛋白不耐症
241	高チロシン血症 1 型	253	先天性葉酸吸収不全
242	高チロシン血症 2 型	254	ポルフィリン症
243	高チロシン血症 3 型	255	複合カルボキシラーゼ欠損症

256	筋型糖原病	318	シトリン欠損症
257	肝型糖原病	319	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症
258	ガラクトース-1-リン酸リシトランスフェラーゼ欠損症	321	非ケトース型高グリシン血症
259	リシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
260	シトステロール血症	323	芳香族リーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症
261	タンジール病	324	メチルグルタコン酸尿症
262	原発性高カイロミクロン血症	326	大理石骨病
264	無 β リボタンパク血症	336	家族性低 β リボタンパク血症 I (ホモ接合体)
316	カルニチン回路異常症	337	ホモシスチン尿症
317	三頭酵素欠損症	344	極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症

皮膚・結合組織疾患

34	神経線維腫症	159	色素性乾皮症
35	天疱瘡	160	先天性魚鱗癬
36	表皮水疱症	161	家族性良性慢性天疱瘡
37	膿疱性乾癬 (汎発型)	162	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	163	特発性後天性全身性無汗症
39	中毒性表皮壊死症	166	弾性線維性仮性黄色腫

腎・泌尿器疾患

66	IgA 腎症	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
67	多発性嚢胞腎	224	紫斑病性腎炎
109	非典型溶血性尿毒症症候群	225	先天性腎性尿崩症
218	アルポート症候群	226	間質性膀胱炎 (ハンナ型)
219	ギャロウェイ・モフト症候群	315	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
220	急速進行性糸球体腎炎	335	ネフロン癆
221	抗糸球体基底膜腎炎	348	ロウ症候群
222	一次性ネフローゼ症候群		

免疫疾患

40	高安動脈炎	44	多発血管炎性肉芽腫症
41	巨細胞性動脈炎	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
42	結節性多発動脈炎	46	悪性関節リウマチ
43	顕微鏡的多発血管炎	48	原発性抗リン脂質抗体症候群

49	全身性エリテマトーデス	108	TNF 受容体関連周期性症候群
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	110	ブラウ症候群
51	全身性強皮症	266	家族性地中海熱
52	混合性結合組織病	267	高 Ig D 症候群
53	シェーグレン症候群	268	中條・西村症候群
54	成人発症スチル病	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
55	再発性多発軟骨炎	300	IgG4 関連疾患
56	ベーチェット病	306	好酸球性副鼻腔炎
106	クリオピリン関連周期性熱症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
107	若年性特発性関節炎	345	乳児発症 STING 関連血管炎

視覚疾患

90	網膜色素変性症	303	アッシャー症候群
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	328	前眼部形成異常
164	眼皮膚白皮症	329	無虹彩症
301	黄斑ジストロフィー	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症	348	ロウ症候群

骨・関節疾患

68	黄色靱帯骨化症	272	進行性骨化性線維異形成症
69	後縦靱帯骨化症	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
70	広範脊柱管狭窄症	274	骨形成不全症
71	特発性大腿骨頭壊死症	275	タナトフォリック骨異形成症
172	低ホスファターゼ症	276	軟骨無形成症
270	慢性再発性多発性骨髄炎	341	TRPV 4 異常症
271	強直性脊椎炎		

内分泌疾患

72	下垂体性 ADH 分泌異常症	80	甲状腺ホルモン不応症
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	82	先天性副腎低形成症
75	クッシング病	83	アジソン病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	191	ウェルナー症候群
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	193	プラダー・ウィリ症候群
78	下垂体前葉機能低下症	232	カーニー複合

233	ウォルフラム症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
235	副甲状腺機能低下症	239	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
236	偽性副甲状腺機能低下症	265	脂肪萎縮症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症		

循環器

47	パージャール病	212	三尖弁閉鎖症
57	特発性拡張型心筋症	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
58	肥大型心筋症	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
59	拘束型心筋症	215	ファロー四徴症
167	マルファン症候群 / ロイス・ディーツ症候群	216	両大血管右室起始症
179	ウィリアムズ症候群	217	エプスタイン病
188	多脾症候群	279	巨大静脈奇形頸部口腔咽頭びまん性病変)
189	無脾症候群	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
203	22q11.2 欠失症候群	281	クリッペル・トレノエー・ウェーバー症候群
207	総動脈幹遺残症	311	先天性三尖弁狭窄症
208	修正大血管転位症	312	先天性僧帽弁狭窄症
209	完全大血管転位症	313	先天性肺静脈狭窄症
210	単心室症	314	左肺動脈右肺動脈起始症
211	左心低形成症候群		

血液疾患

60	再生不良性貧血	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
61	自己免疫性溶血性貧血	285	ファンconi貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	286	遺伝性鉄芽球形貧血
63	免疫性血小板減少症	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
64	血栓性血小板減少性紫斑病	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)
65	原発性免疫不全症候群	331	特発性多中心性キャッスルマン病
282	先天性赤血球形成異常性貧血	347	出血性線溶異常症
283	後天性赤芽球癆		

呼吸器疾患

84	サルコイドーシス	86	肺動脈性肺高血圧症
85	特発性間質性肺炎	87	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症

88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	277	リンパ管腫症 / ゴーハム病
89	リンパ脈管筋腫症	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
228	閉塞性細気管支炎	294	先天性横隔膜ヘルニア
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
230	肺胞低換気症候群	340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症		

聴覚・平衡機能疾患			
181	クルーゾン症候群	303	アッシャー症候群
182	アペール症候群	304	若年発症型両側性感音難聴
183	ファイファー症候群	305	遅発性内リンパ水腫
184	アントレー・ピクスラー症候群	306	好酸球性副鼻腔炎
190	鰓耳腎症候群	330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症

埼玉県単独指定難病	
・ 橋本病 ・ 特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。） ・ 原発性骨髓線維症（旧原発性慢性骨髓線維症） ・ 溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く）	

難病情報センター、埼玉県のホームページより引用（2025 年 4 月現在）

※次の疾患は指定難病ではありませんが、特定疾患等医療給付制度として医療費などの助成が受けられます。

- ・ スモン
- ・ プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）
- ・ 難治性の肝炎のうち劇症肝炎（継続申請受付のみ）
- ・ 重症急性膵炎（継続申請受付のみ）

*** 特定疾患等医療給付制度の認定を受けたら ***

「特定疾患医療受給者証」が発行されますので、下記の窓口へ提示してください。

- ・ 入院の場合…入退院ラウンジへ
- ・ 外来の場合…各センター外来受付へ

2) 特定疾病療養費制度について

* この制度を使うと何が変わるの？ *

人工透析などの特定疾病の治療にかかった医療費に対して、助成が受けられます。負担する医療費は下記の表の通り限度額が決まっております。毎月限度額までの請求になります。

【1 ヶ月の自己負担限度額】

	毎月の自己負担限度額
一般	<u>1万円</u>
※上位所得者	<u>2万円</u>

※上位所得者…年間所得が600万円を超えている70歳未満の方やその扶養になっている方

* 対象となる方 *

- ・人工透析を実施している慢性腎不全
- ・先天性血液凝固第8及び第9因子障害
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

* 申請窓口 *

加入されている健康保険が窓口になります。窓口で申請書を受け取り、必要事項をご記入ください。「特定疾病受給者証」が発行されたら受診の際にご提示ください。

* 認定を受けたら *

「特定疾病受給者証」が発行されるので下記の窓口へ提示してください。

- ・入院の場合…入退院ラウンジへ
- ・外来の場合…各センター外来受付へ

* お子さんが医療を受けるとき *



1) 小児慢性特定疾患医療給付制度について

* この制度を使うと何が変わるの？ *

国が指定した慢性疾患（表 1 参照）の医療にかかる費用の助成を受けられます。助成が受けられるのは医師が診断した日からです。負担する金額は、収入及び本人の状態に応じて異なります。

※在宅で療養する場合には、吸引器や車椅子などの日常生活用具の購入の助成を受けられる場合があります。対象疾患等、詳細は市区町村の障害福祉担当へお問い合わせ下さい。

* 対象となる方 *

小児慢性特定疾患の対象疾患（表 1 参照）にかかっている 18 歳未満の児童。

※ただし、18 歳未満で認定を受け、引き続き治療が必要と認められる方の場合には 20 歳まで延長することができます。

* 対象となる医療 *

指定医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）における対象疾病に関する医療です。当院は指定医療機関となっております。

* 申請窓口 *

住所地を管轄する保健所です。

* 申請の際に必要なもの *

- ①申請書
- ②同意書
- ③小児慢性特定疾病医療意見書
- ④マイナンバー法に基づき申請時に必要な書類
- ⑤自己負担上限月額 の階層区分決定及び高額療養費の所得区分照会に必要な書類

※症状によっては、「重症患者認定」を受けられる可能性があります。対象となるかは、担当医へご確認ください。

※詳しい内容については住所地を管轄する保健所にご確認ください。

*** 認定を受けたら ***

「小児慢性特定疾患医療受給者証」「自己負担上限月額管理票」が発行されます。下記の窓口へ提示してください。

- ・ 入院の場合…入退院ラウンジへ
- ・ 外来の場合…各センター外来受付へ

※「自己負担上限月額管理票」は、会計ごとに上記窓口へ提出してください。

*** この制度に該当する病名について ***

児童の慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾病を指しており、現在16疾患群（801疾病）がその対象として国に認定されています。それぞれの疾患ごとに対象基準があります。詳しくは小児慢性特定疾病情報センターのホームページにてご確認ください。

〈表 1〉

疾患群	疾病の例示
01 悪性新生物	白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、固形腫瘍など
02 慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症など
03 慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄、気管支喘息など
04 慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症など
05 内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病など
06 膠原病	若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデスなど
07 糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病など
08 先天性代謝異常	糖原病1.型、フェニルケトン尿症など
09 血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血など
10 免疫疾患	後天性免疫不全症候群など
11 神経・筋疾患	点頭てんかん（ウエスト症候群）、結節性硬化症など
12 慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症、アラジール症候群など
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、ダウン症候群、マルファン症候群など
14 皮膚疾患	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）、レックリングハウゼン病（神経線維腫症1.型）など
15 骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性線維異形成症など
16 脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形、原発性リンパ浮腫など

（2025年4月1日現在）

2) 自立支援医療（育成医療）について

身体に障がいのある児童が手術などによって障害を軽くしたり、取り除いたりする場合に、そのためにかかる医療費の負担を軽くする制度です。

* この制度を使うと何が変わるの？ *

対象となる障がいの治療にかかった医療費は 1 割負担になります。
また、収入によって 1 ヶ月あたりの自己負担限度額が決められています。
※申請して認められた疾患以外の治療費や差額ベッド代・食事代などは含まれません。

* 対象となる方 *

下記の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ① 18 歳未満の障がいをもつ方
 - ② 現在障がいがあるか、かかえている疾患の治療をしないと、将来ある程度の障がいが残ると医師に認められている方
 - ③ 手術などの外科的な治療により障がいの軽減や改善が認められる方
- ※対象となる主な障害は P11 をご参照ください。

※一定以上の所得がある方は、対象外となることがあります。

※予定されている治療に当制度が利用できるかどうかは担当医にご確認ください。

* 申請窓口 *

お住まいの市区町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

この制度を利用するためには事前の申請が必要です。手術日や入院日が決定したら、お早めに申請してください。

* 申請の際に必要なもの *

- | | | |
|-------------|---|---------------------------|
| ①申請書 | } | 申請窓口で受け取り、患者さん・ご家族が記入するもの |
| ②世帯調書 | | |
| ③医師の意見書 | | …申請窓口で受け取り、医師が記入するもの |
| ④健康保険証 | } | ①～③の書類と一緒に
申請時に持っていくもの |
| ⑤収入を確認できる資料 | | |

3) 子ども医療費支給制度について

— 全てのお子さんが必要な医療を受けやすくするために —

* この制度を使うと何が変わるの？ *

健康保険を使用した際の自己負担金の窓口支払いが軽減される、もしくは後で戻ってきます。ただし、保険外の治療をした場合や個室代などは、制度の対象外になります。

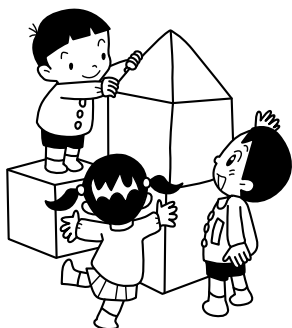
* 対象となる方 *

埼玉県では、0 歳～ 18 歳年度末までのお子さん

* 申請窓口 *

市区町村役場の児童福祉担当課です。制度を利用するためには、あらかじめ資格登録申請が必要になります。申請が認められると「医療費受給資格証」が渡されます。

※市区町村によっては給付内容、申請手続き、必要な書類が異なります。
詳しくは、お住いの市区町村役場にお問い合わせください。



* 病気やけがで仕事を
休むとき *



◎ 傷病手当について

病気やけがで仕事を休む場合、1日につき標準報酬月額(普通の給与)の3分の2に相当する額が傷病手当として支給されます。入院・通院どちらでも該当します。

傷病手当の支給期間は仕事を休んで4日目から、通算1年6ヶ月です。なお、さかのぼって請求できるのは2年前までとなります。

※加入されている保険によって、支給条件や期間が異なります。ご確認ください。

対象となる方

- ①健康保険に加入されている方(国民健康保険には傷病手当がありません。)
- ②療養のために仕事を3日間連続して休んでいる方(加入されている保険によって異なります)
- ③療養中に給与を支給されない、あるいは傷病手当よりも給与が少ない方
上記①～③全てに該当している方が対象になります。

※仕事に関係する病気やけがの場合は、労働災害補償保険の適用についてご確認ください。

※すでに退職した方や、傷病手当の受給期間中に退職した場合でも、引き続き傷病手当を受け取れる可能性があります。

※再発の場合の請求に関しては、医療保険者またはソーシャルワーカーへご相談ください。

申請窓口

- ・勤務先の社会保険担当(総務課など)
- ・加入している医療保険者

(全国健康保険協会の都道府県支部・健康保険組合・共済組合など)

※退職後に申請を検討する場合は、加入していた医療保険者へご相談ください。

申請の手順

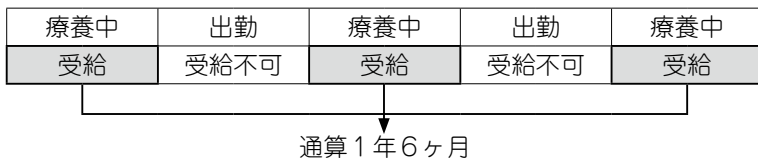
- ①「傷病手当金請求書」を申請窓口から取り寄せます。
- ②「傷病手当金請求書」の医師意見欄への記載を主治医に依頼します。
- ③勤務先へ「傷病手当金請求書」の事業主証明欄の記入、4日以上仕事を休んでいることを証明できる出勤簿や賃金台帳等の取り寄せを依頼します。
- ④必要書類が揃ったら上記の窓口へ提出します。

* 受給期間について *

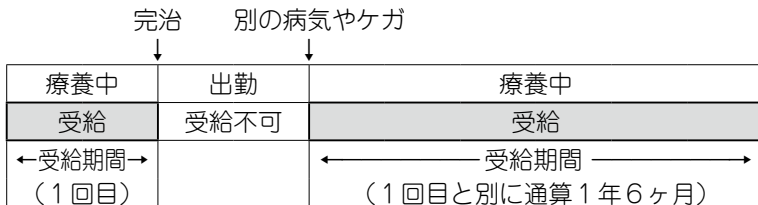
以下の3点にご注意ください。

- (1) 支給開始日から同じ病気やけがにより、再び働けない状況になった場合、傷病手当は通算1年6カ月受け取ることができます。

※受給期間中に仕事をしている場合は、その期間傷病手当は受け取ることができません。

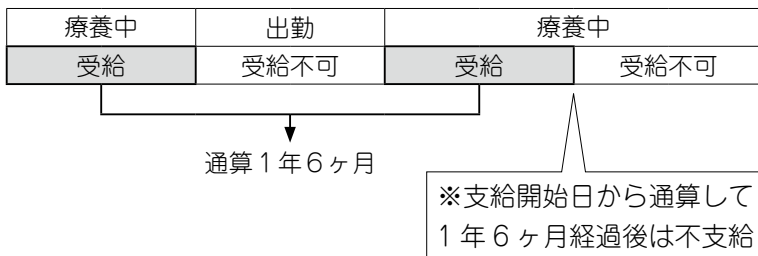


- (2) 別の病気やけがの場合、改めて傷病手当を請求することができます。



- (3) 支給開始日から通算して1年6ヶ月を過ぎると、傷病手当を受け取ることができません。

(代わって他の制度の利用について検討することになります。)



障害年金

* 障害年金とは*

けがや病気によって、働くことや日常生活を送ることに支障がある方に支払われる年金です。がんやその治療によって生じた障害、循環器の疾患によって生じた障害でも受給できることがあります。また、働いて収入があっても障害年金を受け取れる場合もあります。

障害がある身体の部位やその状態によって、等級が決められています。申請を行う前に等級に当てはまる状態なのか、年金の納付期間を満たしているか等の要件の確認が必要となります。

※すでに年金を受給している方は障害年金を受給することはできません

【障害年金の種類と等級】

- ・ 初診日に国民年金に加入していた方：障害基礎年金（1～2級）
- ・ 初診日に厚生年金に加入していた方：障害基礎年金＋障害厚生年金（1～3級）

※ 3級に該当する状態であっても、初診日に国民年金のみに加入していた場合は受給できません。

【対象となる障害やその程度】

1級や2級など等級ごとに定められた障害の程度に該当する必要があります。障害の程度は細かく決められているため、詳しくはねんきんダイヤル、年金事務所等の窓口へご確認ください。

【申請のための3つの要件】

下記の3点を満たす必要があります。

- ①初診日^{注1}に国民年金もしくは厚生年金に加入していること
- ②年金の保険料の納付要件を満たしていること
- ③障害認定日^{注2}に障害年金の等級に該当していること

注1 障害の原因となったけがや病気に関して、初めて医師の診療を受けた日のことです。

注2 初診日から1年6か月が経過した日、または1年6か月以内に該当する病気やケガが治った日のことを指します。「治った」とは、症状が固定した場合も含まれます。

当院受診中の患者さんにあてはまる特例

初診日から1年6ヶ月経たなくとも、下記の状態になった日が障害認定日となり、障害年金の申請ができます。

星印★は原則3級のみ該当の障害です。

〈がんに関する状態〉

- ・新膀胱造設した日★
- ・人工肛門造設または尿路変更術の日から6か月経過した日★
- ・喉頭全摘出した日
- ・在宅酸素療法を常時24時間使用開始した日★

〈循環器に関する状態〉

- ・人工弁、心臓ペースメーカー、植込み型除細動器（ICD）を装着した日★
- ・心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植または装着した日
- ・CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した日
- ・胸部大動脈解離（Stanford 分類 A 型・B 型）や胸部大動脈瘤のために人工血管を挿入＋日常生活に支障が出ている時★（生活状況が加味されるため、退院後の初回外来にて申請相談をしてください。）

〈肢体に関する状態〉

- ・人工骨頭を挿入置換した日★
 - ・人工関節挿入置換した日★
 - ・切断または離断した日★
- （部位によって等級が異なります）

【障害年金に関する問い合わせ・相談窓口】

電話：ねんきんダイヤル 0570-05-1165（ナビダイヤル）

または、050 で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165（一般電話）

窓口：お近くの年金事務所・街角の年金相談センター

障害年金は複雑な制度であり、紙面に掲載した内容は制度の一部です。まずは受給できる可能性があるかご自身で確認いただき、上記の相談窓口、担当医や相談室へご相談ください。

参考：

- ・ 政府広報オンライン「障害年金の制度をご存じですか？がんや糖尿病など内部疾患の方も対象です」
- ・ 認定 NPO 法人がんサバイバーネットジャパン 「がん患者さんの障害年金請求のための診断書作成ガイドブック」

*** 相談室の利用方法 ***

ご質問やご相談をお受けしております。

【相談日】 月曜日～土曜日

※日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【時 間】 8：30～17：00

【場 所】 E棟2階

◇相談をご希望の方は…

事前にお電話でご予約していただくか、病棟・外来の医師や看護師、各コンシェルジュにおたずねください。

医療福祉相談室

TEL：042-984-4106（直通）

→ 当院の心臓病センター、救命救急センター（脳卒中センターを含む）
におかかりの患者さん、ご家族

がん相談支援センター

TEL：042-984-4329（直通）

→ がんの患者さん、ご家族、地域の方、地域の医療機関や保健・福祉・
介護等の関連機関の方

※年度の途中で、改正される制度もあります。

詳しくは、ソーシャルワーカーにおたずねください。



この小冊子は、一部公的な補助を受けて作成しております。

埼玉医科大学国際医療センター
患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

(2025 年 6 月 1 日)

(2025 年 6 月 1 日更新)